

文京区社会教育関係団体登録要綱

改正 2019文教教総第925号 令和元年10月1日 教育長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区（以下「区」という。）における生涯学習の振興と社会教育関係の団体の育成を図るため、社会教育関係団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 社会教育関係団体として登録を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が期待できる団体であること。
- (3) 団体の構成員が10名以上であること。
- (4) 構成員の半数以上が区の区域内（以下「区内」という。）在住・在勤・在学者であり、かつ、その半数以上が区内在住者であること。
- (5) 団体の主たる活動の場所が区内であり、かつ、活動の拠点となる事務所の所在地又は団体の連絡先が区内であること。
- (6) 団体の収入及び支出に関し、他の団体又は他の事業の経理と区分して経理を行っていること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 営利を目的とする事業又はそれに類する行為を行う団体

イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する政治活動を行う団体

エ 特定の宗教を支持し、若しくは教派、教団その他の宗教団体を支援し、又はこれに反する宗教活動を行う団体

オ 企業、学校その他の法人の課外活動を行う団体

- (8) 団体の代表者が区内在住・在勤・在学者であること。
- (9) 構成員の7割以上が既に社会教育関係団体として登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の構成員と重複し、かつ、活動内容が同団体と同一の分野と認められる団体でないこと。
- (10) 18歳未満によって組織される団体については、その会員の保護者等（講師を除く）が役員となり運営に携わっていること。

(登録申請)

第3条 社会教育関係団体として登録を受けようとする団体は、社会教育関係団体登録申請書（別記様式第1号）及び社会教育関係団体现況報告書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、その登録を受けなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿（会長、副会長、会計及び会計監査の職にある者が記載されているもの）
- (3) 活動計画書
- (4) 予算書及び決算書

(登録証の交付)

第4条 教育委員会は、前条の規定により社会教育関係団体の登録をしたときは、社会教育関係団体登録証（別記様式第3号。以下「登録証」という。）を交付する。

(登録の有効期間)

第5条 社会教育関係団体の登録の有効期間は、第3条の登録を受けた日から3年以内とし、教育委員

会が定めた日までとする。

(届出等)

第6条 社会教育関係団体として登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、社会教育関係団体登録申請書に記載した事項又は第3条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項に変更が生じたときは、社会教育関係団体変更申請書（別記様式第4号）に、同号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて、教育委員会に申請し、その承認を得なければならない。

2 登録団体は、毎年活動に関する報告書を提出しなければならない。

3 第3条の規定による登録は、その有効期間の満了する日の20日前までに社会教育関係団体现況報告書に同条各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請し、その承認を受けないときは、その効力を失う。

4 登録団体は、区立アカデミー文京、区立地域アカデミーその他の区の公の施設の使用料の減額又は免除を受けようとするときは、登録証を提示しなければならない。

5 登録団体は、登録証を紛失し、毀損し、その他の事由によりその再交付を求めるときは社会教育関係団体登録証再交付申請書（別記様式第5号）により直ちにその旨を教育委員会に申請し、その再交付を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第7条 教育委員会は、登録団体が第2条各号に適合しないと認めたとき、又は登録団体としてふさわしくない行為をしたと認めたときは、その登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前条第2項の規定のほか、必要があると認めたときは、登録団体の活動に関し、報告又は書類の提出を求めることができる。

3 登録団体は、第3条の規定による登録の取消しをしようとするときは、社会教育関係団体登録取消申請書（別記様式第6号）に交付を受けた登録証を添えて教育委員会に申請し、その承認を得なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に施行の際、すでに登録団体として登録されている団体は、この要綱の規定に基づき登録されたものとみなす。

付 則 (平成18年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に既に登録団体として登録されている団体は、この要綱の規定により登録されたものとみなす。

付 則 (平成22年2月10日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月10日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に既に登録団体として登録されている団体は、この要綱の規定により登録されたものとみなす。

付 則 (令和元年10月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和2年4月1日以後に登録を受ける団体について適用し、同日前の登録については、なお従前の例による。